



くれ

918号
2021年10月26日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

不適正営業の根絶へ

適正営業前に謝罪を

かんぽ問題以降、適正営業を掲げるも、年賀状や頒布会は、自爆営業や時間外営業、立替など多くのコンプラ違反が続いている。会社が本気でコンプラ違反に取り組みながら、過去の過ちを認め、社員に謝罪する事から始めるのが筋であろう。

過去過ちを認めず、方針転換以降の責任を社員に押し付けるやり方は、不信感や不満に繋がる。

自爆営業からの脱却

今年度、会社は年賀状の目標を設けない。



昨年は遠方の知人等の販売用にWEB購入を行っていたが、その制度も廃止した。

過剰なノルマを社員に課して、不適正営業が露見したかんぽ生命保険販売の反省を踏まえた対策だろう。

勤務時間中、局外に営業する機会のない内務社員に対しては営業実績を求めるなど、過去には過剰な営業体質があった。

これは時間外労働の強制として労働基準法に該当しそうだが、当時の管理者は知らん顔だった。

また、自分で営業を行わなくとも、年賀状の取りまとめをしてくれる知人など、独占商品である年賀状で、無意味な数字の取り合い合戦が行われていた。

金銭面でも、代金の立替など、コンプラ違反となる状況を誘発させていた。

さらに低実績者の一部は上司の厳しい指導で、自爆営業に追い込まれた。

方針転換に注意点

昨年度から、区外営業が

禁止され、今回から社員用WEB受注の仕組みも、廃止される。

これまで、目標に追い込まれ自爆営業があるなど、コンプラ違反を発生させる仕組みがあると指摘しても、会社は長年放置していたが、前年度から方針転換が見られた。

年賀販売について、管理者が社員に圧力をかける様子もなく、そんな話も聞かなかった。

そして本年度は、絶対に不適正営業を根絶しようとの方針を会社は示した。その点で、社員は注意が必要かも知れない。

自爆営業や代金の立替、勤務時間外の営業はコンプラ違反として、処分を受ける可能性がある。

かんぽ問題で明らかかな様に、重たい処分を出されるのは、現場の社員だ。

会社がコンプラ根絶を掲げた事で、違反の責任は社員自身にあると明確に示した形となった。

年賀状に関しては、個別に管理者が相談を受ける措置も用意されているが、コンプラ違反となる案件を認める管理者はいないだろう。

会社のコンプラ根絶に従わず、コンプラ違反を認めれば、管理者本人に厳しい処分が下る事は明白だ。

賃金向上の土台となれ

最低賃金と雇用の因果関係についての研究がノベル経済学賞を受賞した。

最低賃金を引き上げれば、雇用が悪化するとの定説を覆す論文だ。

市場のデータを分析して出た結果だけに信頼性がある。

企業が利益を出しても内部留保で貯めて、株主や従業員に還元しにくくなっている点からも最低賃金の引き上げは必要だろう。

上図を見れば、一目瞭然だが、最低賃金では、最も高い東京都の賃金でも年収200万円に届かない。また、同じ時間働いても高知など、最低賃金の低い県では、東京都と比べて年収が40万円以上少なく、地域格差を生んでいる。

通勤費や各種手当、残業や賞与など、実際は労働条件があり、労働環境により収入は異なる。

一方、収入があれば、税金や社会保険料などを払う必要もある。

時給で働く非正規労働者が低所得から抜け出す困難さがわかるはずだ。

	賃金		
	高知県、沖縄県	東京都	ユニオンの求める最低賃金
時給	820円	1,041円	1,500円
1日(8時間)	6,560円	8,328円	12,000円
20日労働(1か月)	131,200円	166,560円	240,000円
年収(12カ月)	1,574,400円	1,998,720円	2,880,000円

今後の予定

- 10月29日(金) 15:00~
集団訴訟進行協議
広島地方裁判所
 - 11月9日(火) 17:00~
第1回呉支部執行委員会
支部事務所
- 次号は 11月9日 予定